社會黨ついに分裂

組合運動にどう響く？

社会党はついに分裂した

昭和二十五年一月役員選出の問題で分裂騒動を起した社会党は、当時右両勢力に対し優勢にあつた中間派の努力に依つて二、三ケ月後ようやく纏つたのであるが、今次党臨時大会に於ける講和、安保両條約に対する最終態度を決定する時に至り、同大会が流会となり同党は事実上の分裂を來たしたのである。

今次臨時大会に於て本格的に講和問題が論議されず、流血騒ぎを起し分裂したのは労働大衆のもつとも遺憾とする所である。

◇何故斯様なことになつたか

1、昨年一月の同党の分裂の問題が未だ纏えていなかつた。

2、府県連の代議員が講和、安保両條約に対する態度決定がなされず分裂の儘で臨んだ。

3、今次の講和問題ばかりでなく憲法改正、再軍備の問題でも根本的対立を示していた。

4、浅沼書記長（右派）興奮の状態にあつた。

5、右派が代議員獲得の問題で流会戦術をとつた（同大会は右派に不利であつた）

6、昨年一月左右統合に決定した中間派が右旋廻した。

以上の点が考へられる。労働大衆がその幸福と利益を増進する為に階級的政党であるとして社会党を支持して來たのであるが、一朝にして分裂を來たしたことは期待を裏切つた感があるが一面この分裂による組合運動が恒久的に強く発展する上原因もある。

◇両派の主張する所は

右派　大会の流会に対しては止むを得ない。党内デモクラシーの未成熟、左派の努力が足らない

今次流会は社会党の事実上の分裂であつてその原因は政策上の根本問題に根ざしている。

今後の問題としては本部、中執委が中心となつて收拾して行くべきである。

國会における講和、安保投票は中央執行委員会、中央委員会の決定通り講和條約賛成（自）安保條約反対（社）で行く。

分裂後の新党組織する場合の構想は広く門戸を開放し労農、文化諸團体、進歩的知識階級を含し、共産主義者に傾向する微妙な傾向のある青年部の行き方を改める

左派　大会の流会は非民主的、両條約反対が優勢と見て一部の者が妨害した。

今次流会は社会党の事実上の分裂ではなく戦える社会民主々義政党が発足し一部が脱落したものである。

今後の問題は同志愛により民主的な人々との結合強化につとめ現在の基盤強化、党の性格を明確にする。

國会における講和條約の賛否投票は両條約とも反対（青、青）

以上の如く綜合すれば集約される

社会党の分裂により総評内部に於ては目的として國鉄、日教組の故川志郎氏らの音唱で九月初め結成された、左派の牙和運動を電産、炭労、全民間労組のほか総評共産党の第五列と見、これに反対する主旨の趣意書を作り総評系組織の拡大をなしている民主労働研究会）と八月闘う組合をつくる心として対立した組合内の左右両めようとしている。講和問題を中

社會黨分裂と組合

社会党の分裂を目的として社会党を支持して來たのであるが、一朝にして分裂を來たしたことは期待を裏切つた感があるが一面この分裂

炭鑛も對象に

ゼネスト禁止法案の内容

反動政府が講和後の治安法として今臨時國会に提出する意問の謂ゆるゼネスト禁止法案は法務府で立案調査を進め

再びゼネ禁法について

解説

既にその立法構想も、職公委員会が、その後の進捗情況については去る八日大臣法務総裁より説明があり、法案の全貌もやゝほゞ明らかとなつた。概要左の通り

一、ゼネスト禁止の指導をとる場合は二重罰権の行使によつて國民経済または國民生活と国民の福祉を威嚇し脅迫して來つゝある。総評の組織にひ

ゼネ・ストのゼネはゼネラル＝全部とか総体とかを云う意味で、だからゼネ・ストと云えば全日本の全産業が一斉にストライキをやる事を意味している訳だが、今政府が考へているゼネ・スト禁止法はそうではなくて二派就、例えば三井だとか井華だとか、産業でやるストライキをさえ禁止しようと意図しているものゝようで、これは全く正当な権利として法律で認められているスト権を、みにじろうとする暴挙である。

元々、ライキは何故起るかと云へば、我々労働者は会社で「働き」をしている。これを、新しい言葉で云えば労働力を、社に売つて、その代金を受取つている。たとへば卵一つが十五円だとして、売る側がこれでは引合わないから廿円に上げて呉れと四手に交渉し、話が纏まらない場合契約の自由と云つて売らない自由を当然保有している。ストについてもこれと全く同じ事が云える。金と設備を持つている会社に対し、労働者は憲法で保障された団結権によつてこれに対抗する。ゼネ禁はそれをやらせないようスト権を剝奪しようとするものである。講和締結以後政府は労働者を安くコキ使う為にあの手この手を使んでいるが、これもその一つのあらわれである。労働者からスト権を取り上げて了つたら後に何が残る？これではまるで両の手をもぎ取られたようなものである。双葉山が幾ら強いと云つても両手がなくては相撲にならない。我々は絶対に泣き寝入りは出來ない。断然総力を挙げて反対闘争に起ちあがらなければならない。

炭鑛も對象に

ゼネスト禁止法案の内容

反動政府が講和後の治安法として今臨時國会に提出する意問の謂ゆるゼネスト禁止法案は法務府で立案調査を進め

再びゼネ禁法について

解説

既にその立法構想も、職公委員会が、その後の進捗情況については去る八日大臣法務総裁より説明があり、法案の全貌もやゝほゞ明らかとなつた。概要左の通り

一、ゼネスト禁止の指導をとる場合は二重罰権の行使によつて國民経済または國民生活と国民の福祉を威嚇し脅迫して來つゝある。総評の組織にひ

二、ゼネスト禁止の対象となる事業の範囲として、運輸、電信、電話、水道、電気、ガス及び医療、公衆衛生、銀行、石炭鉱業などを考えていること

三、ゼネスト禁止の決定機関として低い裁判所を選択し、この表現について研究中であること

二、ゼネスト禁止の対象となる事業の範囲として、運輸、電信、電話、水道、電気、ガス及び医療、公衆衛生、銀行、石炭鉱業などを考えていること

三、ゼネスト禁止の決定機関として低い裁判所を選択し、この表現について研究中であること

四、特別に労働裁判所のようなものを設けず現在の裁判所あたりで問に合うと考えていること

等であり、これは何れも未だ研究中で確定的なものでないが全体としてこの線に沿つて動くとみて間違いない様である。

法案は閣議にも諮つて國会に提出される予定になつているが、法案の内容が憲法によつて保障されている労働者の團結権の制限であり、労働法規とも密接不可分な関連をもつたものとされ文化に当つては大臣法務総裁も慎重を期しており、講和後の内外情勢に鑑み、一歩に同法案を通過させんとせばおり なり行きには重大なる関心が持たれている。

社會黨の分裂について

一、貴方は社會黨の分裂をどう考えますか？

二、貴方は左右両派どちらを支持しますか？

三、社會黨の分裂で組合運動にどの様に影響すると思いますか？

宮崎電気　小川芳郎

一、過去の歩き方より当然の分裂で同一コースに結合するもの、結合により強くなり、より社会党の面目を一新してハツキリした観

二、労働者的感覚よりして亦過去の批判よりみて、左派を支持すべきであると思う。

三、組合運動への影響より、党への影響が論じられるべきである。第一間の分裂状態が労組内にも出るであろう事が予想される。

宮崎運輸　西一馬

一、非常に悲しむべき事と思います。然し当ぜんの運命ではなかつたろうかと思います。

二、左派を支持します。右派は私の感覚にマッチしない点がある

三、組合運動は一時マイナスになるでせう。早晩発展し、より強固な運動を展開出來るとおもいます。

三作機械　蓮尾朝男

一、國会勢力の上から見て野党分裂は当然の結果であつた。

二、左派を支持します。右派は左派左派も中央執行委員会及び中央委員会の決定よりも実大会決定が優先するとをよく知つておくべきであり、その原則をすべてのものより大切であると各党員が認識していたならば分裂はおこらなかつたろう。この点右派の誤りである。

三、左右両派の組合工作で対立を生じ極端な場合は組合内部は愛國労働運動を主張する分派が勢力を増大して分裂と混乱が來たせよう。

三作機械　高田利雄

一、政党民主化の原則からいつても右派左派も中央執行委員会及び中央委員会の決定よりも実大会決定が優先するとをよく知つておくべきであり、その原則をすべてのものより大切であると各党員が認識していたならば分裂はおこらなかつたろう。この点右派の誤りである。

二、左派を支持します。社会主義社会への理想を同じくしわれわれ労働者の利益の為に闘つてくれると期待しています。

三、左右両派の組合工作で対立を生じ極端な場合は組合内部は愛國労働運動を主張する分派が勢力を増大して分裂と混乱が來たせよう。

三川支部　採炭　釘崎茂義

一、今各政党の分裂は当然あるべき事であり、ワンマン氏を憂はせたがそれ程の驚きはない。

二、左派が、右派が私達の闘争に対し敵対宣言をして出るべきである。

三、社会党の分裂は当然あるべき事であるが、一朝にして分裂を來たしたことは期待を裏切つた感があるが一面この分裂